

国指定片野鴨池鳥獸保護区

指定計画書

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定片野鴨池鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

石川県加賀市片野町トノ部91-1番地の東端と県道深田片野下福田線の西側道路敷地界との接点を起点とし、同所から同道路敷地界を南進し同市下福田町50ノ部地内民有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み加賀海岸国有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同国有林83林班の2小班の境界標58に至り、同所から北進して同林班の境界標26に至り、同所から北進して排水管理施設の北西端に至り、同所から東進して排水管理施設の北東端に至り、同所から東進して同林班の境界標24に至り、同所から東進して同林班の境界標62に至り、同所から東進し同市片野町ホノ部地内民有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日まで(20年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、石川県加賀市北西部に位置する片野鴨池及び周辺の水田を中心とし、秋から冬にかけて、マガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、トモエガモ等1万羽を超える渡り鳥が飛来し、国際的に重要な渡来地として特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(以下、「ラムサール条約」という。)の湿地に登録されている。また、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧B類に掲載されているオジロワシ等の稀少な鳥類をはじめ179種もの鳥類の生息が確認されるなど、鳥類の良好な生息環境が維持されている。また、鳥獣保護区北西端の区域について一部水面等が鳥獣保護区から外れているが、既存区域と一体的な管理を行う上で必要であることから、当該区域をこれまで指定していた区域に加え拡大する。

このように、当該地域は、特に渡り鳥の中継地又は越冬地として国際的に重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 良好で安定的な渡り鳥の渡来地としての機能を維持するための生息環境の保全や整備、鳥類による周辺農地における食害対策、移入鳥獣による生態系に係る被害等の防止等について、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力しつつ取り組む。
- 2) 当該区域がラムサール条約の登録湿地であることに鑑み、鳥類に対して著しく影響を及ぼさないように生態系の保全を念頭においた持続可能な利用を図る。
- 3) 片野鴨池観察館を拠点として、鳥類の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場又は環境教育若しくは環境学習の場として利用を進める。

(2) 保全事業の目標

片野鴨池鳥獣保護区では、指定当時に比べ越冬するカモ類の個体数が著しく減少している。この原因については、鳥獣保護区内において片野鴨池周辺の水田の耕作放棄等により植生が変化し湿地の乾燥化・縮小が進むとともに、当該保護区内の水田の畦畔の維持管理が十分に行われないためその一部が崩壊し、ガンカモ類の休息場所が減少していることが指摘されている。また、周辺河川等からの土砂流入による池内の浅底化、水面の減少、湿地の乾燥化など湿地生態系の変化が起きている。さらには保護区内への人の立ち入り等による鳥類への影響も指摘されている。

本事業ではガンカモ類の生息環境を改善し、できる限りガンカモ類の生息状況を回復させることを目標とする。

(3) 保全事業の対象区域

片野鴨池鳥獣保護区の全域

(4) 保全事業の内容

ガンカモ類の生息地の保護及び整備を図るために、湿地の乾燥化・縮小を防ぐ施設及び鳥類の休憩施設の設置等の整備を行うとともに、関連する事業として、ヨシ・マコモ等の植生管理や、片野鴨池鳥獣保護区及び本保全事業に関する普及啓発等を行う。なおこの事業は、ガンカモ類が生息する上で適切な自然環境とその管理手法を明らかにするために必要な調査を行った上で実施する。また、ガンカモ類の飛来状況等をモニタリングして目標への到達状況を定期的に評価する。

この事業のうち、環境省は、湿地の乾燥化・縮小を防ぐ施設及び鳥類の休憩施設の設置等の整備を行い、加賀市は、ヨシ・マコモ等の植生管理や鳥獣保護区及び保全事業に関する普及啓発等を行う。

(5) 環境変化の概要

かつては、保護区内の大半が水田耕作に利用されていたが、耕作面積が徐々に減少し、2000年以降、水田耕作はなされていない。水田耕作面積の減少に伴い、マコモやヨシ等の湿性植物群落やハンノキが分布を広げており、これらが湿地の乾燥化や湿地の縮小を進行させている。また水田の畦畔はガンカモ類の休息場として機能していたが、耕作放棄に伴い維持管理が十分に行われなくなったことから、その一部が崩壊し、休息場が減少している。

また、周辺河川等から保護区内に流れ込む土砂により池の水深が浅くなり、面積が縮小しているほか、周辺湿地の乾燥化が進んでいる。加えて、保護区にアライグマが侵入したことによる両生・は虫類の減少、オオクチバス、ブルーギルの侵入による在来魚種の減少等、外来生物による生態系への影響が見られる。

(6) 鳥獣の生息状況の変化

保護区指定当初と比べコハクチョウ、マガンについては増加がみられるが、これらは全国的な傾向である。

一方、指定当初の1990年代前半において片野鴨池で越冬するカモ類は9,000~4,000羽程度であったが、近年には5,000~1,000羽程度と減少傾向にある。カモ類の減少に伴い、当該区域周辺を越冬地として利用している希少猛禽類の観察頻度が低くなっている。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 10.05 ha(10.00 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林野	- ha
農耕地	2 ha
水面	6.05 ha(6 ha)
その他	2 ha

イ 所有者別内訳

国有地 0.02 ha(- ha)

国有林	林野庁所管	0.02 ha (- ha)	制限林	0.02 ha (- ha)	保安林	0.02 ha(- ha)
					砂防指定地	- ha
	文部科学省所管	- ha	普通	- ha	その他	- ha
国有林以外の国有地	- ha					

地方公共団体有地	0.30 ha	}	都道府県有地	0.13 ha
			市町村有地等	0.17 ha

私有地等 9.73 ha(9.70 ha)
公有水面 - ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha
		自然環境保全地域普通地区	- ha
自然公園法による地域 （越前加賀海岸国定公園）	10.05 ha(10.00 ha)	特別保護地区	- ha
		第1種特別地域	10 ha
		第2種特別地域	0.05 ha (- ha)
		普通地域	- ha
文化財保護法による地域 （石川県文化財保護条例に基づく県の天然記念物	- ha 10 ha)		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

片野鴨池は石川県南部の沿海部に位置し、加賀市の中心部から北西約5kmの距離にある。鳥獣保護区の区域は、大池（面積約2.5ha）と休耕田を含む湿地及び水田、加賀市片野鴨池観察館等を含む。

イ 地形、地質等

大池は浸食谷が西方の砂丘によって堰き止められてできたもので、東に続く小規模な埋積平野とともに、四方を水田、山林が混在する丘陵に取り囲まれている。大池へは2本の水路により東側丘陵地から水が流入している。

大池は、加賀市片野地区農耕地の季節的な灌漑用ため池として現在も利用されている。

ウ 植物相の概要

大池には主に浮葉植物のヒシが繁茂している。一部にコウホネの生育する場所があり、水中には沈水植物のマツモが見られるとともに、休耕田等にはマコモやヨシが繁茂し、草地ではカナムグラ、タデ科及びイネ科草本等が生育している。

また、大池周辺の丘陵地は樹林地帯となっており、アカマツ、コナラ、クヌギを主体として、一部にタブノキ、スダジイなどの常緑広葉樹が混在している。

エ 動物相の概要

鳥類では、冬季の渡り時期にはマガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、トモエガモ、コハクチョウなどの水鳥が、また、夏季には、キビタキ、サンコウチョウなどの森林性の小鳥類が東南アジアより飛来し繁殖活動を行うなど、四季を通じて多様な鳥類相をなし、これまでに179種以上の鳥類が確認されている。

また、渡りの時期にはカモ類を捕食するため、国内希少野生動植物種であるオオタカやオジロワシの飛来も見られる。

哺乳類では、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、ホンドテン、ホンドイタチ、アナグマ、ノウサギや移入種のアライグマ、ハクビシン等が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内で生息が確認されているアライグマが周囲の農作物に被害を与えている。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区用制札 17本（鳥獣保護区特別保護地区制札と兼用）